

長野市歴史的風致維持向上計画の進行管理・評価及び計画の変更について

1 国による歴史まちづくりの推進

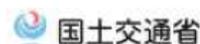
全国には、城郭や神社仏閣等の文化財及び文化財指定は受けていないものの歴史的な価値を有する建造物とが相まって、歴史的なまちなみが形成されている地域が数多く存在し、こうした地域では、工芸品の製造販売や祭礼行事などが行われており、**歴史的まちなみと一体となって、風情、情緒、たたずまいのある良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という）が形成されています。**

しかしながら、維持管理に多くの費用と手間がかかること、高齢化や人口減少による担い手が不足していることにより、歴史的風致が失われつつあります。

このような状況を踏まえて、**まちづくり行政（国土交通省・農林水産省）と文化財行政（文化庁）が連携して、「歴史的風致」を後世に継承するまちづくりの取り組みを国が支援するための法律「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称「歴史まちづくり法」）が平成20年11月に施行されました。**

2 歴史まちづくり法

歴史まちづくり法の概要



「歴史的風致」とは（第1条）

- ①歴史上価値の高い建造物
- ②その周辺の市街地
- ③地域における固有の歴史・伝統を反映した人々の活動

一体となって形成してきた良好な市街地の環境

歴史まちづくりを進める市町村が作成した「歴史的風致維持向上計画」を国が認定（第5条～第11条）

- ・市町村からの申請を受け、国としての基本方針に基づき、国（文部科学大臣、国土交通大臣、農林水産大臣）が歴史的風致維持向上計画を認定
- ・計画には、歴史的風致維持向上の方針、重点区域、文化財の保存・活用、公共施設等の整備・管理等の事項を記載
※重点区域は、核となる文化財（重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区等）と、それと一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地により設定（第2条第2項）

歴史的風致形成建造物（第12条～第21条）

- ・市町村が指定し、現状変更の届出勧告制、市町村等による管理代行等により、歴史的建造物を保全
- ・申出により、管理・修理について文化庁が技術的指導

法令上の特例措置（権限委譲・規制緩和）（第22条～第30条）

- ・都道府県管理の都市公園における公園施設の維持等に関する権限委譲
- ・電線共同溝整備道路に関する指定要件の緩和
- ・市街化調整区域内における開発行為の許可手続きの簡素化 等

歴史的風致維持向上地区計画

（第31条～第33条）

用途制限の特例により、歴史・伝統を活かした物品の販売や料理などを用途とする建築物等の立地を可能とする

歴史的風致維持向上支援法人

（第34条～第37条）

歴史的風致維持向上の取組の実施主体として申請のあったNPO法人等を市町村が指定

重点的な支援

各種事業による支援（補助対象拡大・国費率嵩上げ）

○街なみ環境整備事業

歴史的風致形成建造物の買収、移設、修理・復原を補助対象に追加

○都市公園等事業

古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものを補助対象に追加

○都市再生整備計画事業

交付率の上限を40%から45%へ嵩上げ、土壁・堀跡の整備等を基幹事業に追加

3 長野市歴史的風致維持向上計画

本市でも「長野市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成25年4月11日に国の認定を受けております。計画期間は、平成25年度から令和4年度の10年間となっており、毎年度、規定に基づき、進行管理・評価を実施しております。

4 歴史的風致維持向上計画の進行管理・評価制度

認定市町村の増加

- ・歴史まちづくり法認定都市の増加
- ・計画の質を担保しつつ、着実に推進していく仕組みが必要

計画認定都市数 全国：86都市
※ 令和3年3月末時点

法律上の位置付け

- ・国は、認定市町村に対し、歴史的風致維持向上計画の実施状況に対し報告を求めることができる。(法8条)
- ・国は、認定計画が認定基準に適合しなくなったと認められるときは、その認定を取り消すことができる。(法9条)

進行管理・評価制度

- ①PDCAサイクルの導入により、計画を着実に推進
(=庁舎内での共有、財政部局への説明にも活用)
- ②協議会、有識者等の第三者の客観的な視点を取り入れることにより、計画の質を担保
(=形骸化を防ぐ)
- ③計画の進捗状況を公開することにより、アカウンタビリティを確保
(=市民へのPR効果)

5 歴史的風致維持向上計画の変更について

< 歴史まちづくり法 抜粋 >

(認定を受けた歴史的風致維持向上計画の変更)

第七条 第五条第八項の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、当該認定を受けた歴史的風致維持向上計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 第五条第四項から第十一項まで及び前条の規定は、前項の認定について準用する。

第五条第六項 要旨

市町村は、歴史的風致維持向上計画を作成しようとするときは、協議会の意見を聴かなければならない。

6 スケジュール

年度	時期	進行管理・評価
今年度	8月6日	第1回協議会 R3年度実施予定事業について説明（諮問）
	11月～12月	国から進行管理・評価等の実施通知
	1月	本市のR3年度進行管理・評価シート（案）作成
	2月（予定）	第2回協議会 R3年度進行管理・評価及び計画変更の意見聴取（答申）
	年度末まで	計画変更の申請 → 国の認定 → 市ホームページで公表
次年度	5月末まで	国へR3年度進行管理・評価シート提出
	6月上旬	評価シートを市ホームページに掲載（公開）